

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)丸森風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年12月4日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)丸森風力発電事業計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 宮城県伊具郡丸森町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大63,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 9月 12日
環境大臣意見受理	令和元年11月 21日
経済産業大臣意見	令和元年12月 4日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、常泉  
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)丸森風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

本事業実施想定区域は、宮城県が環境省の事業である「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、関係者間で協議しながら環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価したゾーニングを行い、平成30年5月22日に公表している「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の策定について(以下「ゾーニングマップ等」という。)において導入可能性エリア(一定程度の面積が確保されており、導入可能性を有しているエリア。)として示された区域のうち、丸森筆甫エリアを参考に設定されたものであり、今後の事業計画の検討に当たっては、引き続き宮城県等と協議等を実施しながら、ゾーニングマップ等に則して検討しつつ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影による生活環境への影響

本事業では、風力発電設備の配置の検討に当たり、騒音及び風車の影による生活環境への影響を回避又は十分に低減される離隔距離を取ることとしている。今後の事業計画の検討においては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施すること。

## (2) 鳥類に対する影響

事業計画の検討に当たっては、ゾーニングマップ等に則して検討しつつ、宮城県及び専門家等からの助言を踏まえ、希少猛禽類であるクマタカの生息及びサシバ等の主要な渡り経路に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。